

2021年11月4日  
中国電力株式会社

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」  
の改定申入れに対する当社の対応

平成24年11月1日にお申入れをいただきしております安全協定の改定に関しまして、立地自治体と異なる4項目のうち、まずは社内の検討を終えました「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」および「現地確認」の2項目につきまして、以下のとおり、対応させていただきます。

**1. 安全協定第7条「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」**

- 現行の安全協定では、一部、輸送日時や経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から連絡を行っておりませんが、鳥取県民の皆さまの安全確保のために必要との考えから、立地自治体と同様、詳細な情報についても、連絡させていただくこととします。
- 核燃料物質等の輸送計画に係る詳細な連絡に係る規定は、安全協定運営要綱第4条に記しているため、見直しにあたっては、同要綱を改定することとさせていただきます。

**2. 安全協定第11条「現地確認」**

- 原子力災害対策特別措置法において、所在都道府県知事、所在市町村長または関係周辺都道府県知事が「立入検査」が出来ると規定されていることに倣い、鳥取県については「立入調査」に改定させていただきます。
- 米子市および境港市は、発電所に立ち入り、確認いただくこととさせていただきます。
- 鳥取県原子力安全顧問については、「立入調査」を実施いただくこととさせていただきます。
- 本対応にあたり、安全協定第11条および安全協定運営要綱を改定させていただきます。

当社は、引き続き、残りの項目についても、鋭意社内検討を進めております。対応内容がまとまりましたら、改めて提案させていただきます。

以上